

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合長

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第7項第2号中「、条例第9条第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を削る。

第17条第11号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち広域連合長が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限に係る手続等に関する経過措置)

2 この規則の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とするこの規則による改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 9 条第 1 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、この規則の施行の前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。